

平成 21 年第 4 回臨時会会議録

平成21年 第4回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
5月29日	金	本 会 議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 閉会宣告

平成21年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

5月29日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	33
2. 本日の会議に付した事件	33
3. 出席議員氏名	33
4. 欠席議員氏名	34
5. 説明のため出席した者の職氏名	34
6. 事務局職員出席者	35
7. 開 会	36
8. 諸般の報告	36
9. 開 議	36
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	36
11. 日程第2 会期の決定	36
12. 日程第3 議案第52号上程・説明・質疑・討論・採決	36
13. 日程第4 報告第3号、第4号一括上程・報告	42
14. 閉会	43

第 1 号

5 月 29 日

平成21年第4回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成21年5月29日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第52号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第52号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告



出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君

9番	三池健治君
10番	怒留湯健蓉さん
11番	坂本昭信君
12番	隈部忠宗君
13番	奈田臣也君
14番	葛原勇次郎君
15番	木下雄二君
16番	坂井正次君
17番	森隆博君
18番	山瀬義也君
19番	本田憲一君
20番	栃原茂樹君
21番	松本登君
22番	工藤恭一君
23番	境和則君
24番	北田彰君
25番	外村國敏君
26番	徳永隆義君
27番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙	

管理委員会事務局長
教 育 長
教 育 次 長
農業委員会事務局長
水 道 局 長

山 田 浩 文 君
田 中 忠 彦 君
井 野 英 利 君
五 島 千 秋 君
安 武 昭 二 君



事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 課 長
総 務 審 議 員
議 事 係 長

岩 木 精 四 郎 君
永 田 哲 士 君
高 田 早 苗 君
上 田 敏 雄 君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○
午前10時00分 開会
○

○議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回菊池市議会臨時会を開会します。

ここで日程に先立ち、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成21年3月分の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。なお、詳細については、事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○
午前10時00分 開議
○

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名
○

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、坂本昭信君及び隈部忠宗君を指名します。

○
日程第2 会期の決定
○

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

○
日程第3 議案第52号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
○

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議案第52号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成21年第4回の菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。議案第52号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、昨今の社会情勢により、本年5月1日、人事院から国家公務員に対する夏季一時金の一部凍結勧告がなされました。それに準じて本市職員等の給与を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案の理由説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。それでは、議案についてご説明申し上げます。

なお、参考資料として別冊に新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、議案の1ページをお願いします。議案第52号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

開けていただきまして、2ページが一部を改正する条例でございます。本案は、人事院より平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置等につきまして、平成21年5月1日に勧告がなされ、5月7日付で県下の市町村一部事務組合等においても適切な対応をとるよう、熊本県より通知があったところでございます。

今回の勧告は可能な限り民間の状況を反映する上で、12月期の期末手当及び勤勉手当で、1年間分を精算しますと、大きな減額となる可能性がございますので、暫定的な措置として6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結するものでございます。

なお、国におけます特別職につきましても、国の一般職の職員と同様の措置を取られることから、本市の特別職についても職員と同様に6月期の期末手当の支給月

の月数の一部を凍結するものでございます。今回上程いたしております条例改正につきましては、ただいま説明しましたとおり、人事院の臨時勧告に伴い関係します本市の4条例について改正をするものでございます。

第1条が菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正で、条例の附則の第9項の次に、第10項の1項を追加するものでございます。別冊の方になっておりますが、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお願いします。上の部分が新旧対照表で、第10項を追加するもので、平成21年6月に支給する期末勤勉手当の支給率の改正でございます。非常に数字だけ羅列してありますので、わかりづらいということがございますので、下段の方の読み替え表をご参照いただきたいと思っております。左側が改正前、右側が改正後の条例でございます。

第15条第2項の改正につきましては、平成21年6月に支給します一般職の職員の期末手当の額について、現行の基礎額に100分の140を乗じて得た額を100分の125を乗じて得た額にするものでございます。

また、職務の級が7級である特定幹部職員につきましては、現行の基礎額に100分の120を乗じて得た額を100分の110を乗じて得た額に、また第3項の再任用職につきましては、本市に該当する職員がいませんので説明は省略いたします。

次に、第16条。開けていただきまして、第16条でございますけれども、第16条の第2項第1項の改正におきましては、平成21年6月に支給します一般職の職員の勤勉手当の額について現行の基礎額に100分の75を乗じて得た額を100分の70を乗じて得た額に。また、職務の級が7級であります特定幹部職につきましては、現行の基礎額に100分の95を乗じて得た額を100分の85を乗じて得た額に減額するものでございます。

なお、第2号につきましては、再任用職員でございますので、該当する職員はおりません。

以上の第15条、第16条の改正によりまして、職員につきましては、6月支給分の期末勤勉手当の額を0.2カ月分減額し、その分を凍結するというものでございます。

次に、3ページになります。右側でございますが、同じく新旧対照表でご説明申し上げます。第2条、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、条本文文中の第4条につきましては、条文の整理を行うもので変更はございません。

附則第1項の次に、下段になりますけれども、1項の次に第2項を追加し、平成

21年6月に支給する市長、副市長、収入役の期末手当の額を現行の基礎額に100分の160を乗じて得た額から100分の145を乗じて得た額に改正し、現行より0.15月減額し、その分を凍結するというものでございます。

開けていただきまして、第3条関係でございますが、この3条関係につきまして、菊池教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。これも第4条の本文中の条例の一部改正は条文の整理をするものでございまして、率の改正には影響ありません。

附則第1項の次に、第2項を追加することによりまして、平成21年6月に支給する教育長の期末手当の額を現行の基礎額に100分の160を乗じて得た額から、100分の145を乗じて得た額に改正し、市長等と同様に現行より0.15月減額し、その分を凍結するというものでございます。

右側の5ページでございますが、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第4条の本文については、条文の整理をするものでございまして、附則に第3項を追加いたしまして、平成21年6月に支給されます議会の議員の期末手当の額を現行の基礎額に100分の160を乗じて得た額から100分の145を乗じて得た額に改正し、市長等と同様に現行より0.15月分減額し、その分を凍結するものでございます。

以上、議案第52号の説明でございました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） おはようございます。議案第52号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

5月21日の月例会で、今回の措置により一般職員1人平均約7万円の減額、一般職員減額総額3,669万円との報告がありました。この措置が行われた場合、地域経済に与える影響、マイナスの経済効果はどれぐらいなのか、試算をしているのかどうか、していれば報告を求めます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 議員仰せのとおり、今回の減額措置につきまして、総額で約3,600万円の減額になる見込みでございます。これは菊池市だけの問題に留まらず、全国規模から考えましても非常に大きなものがあり、地域経済に与える影響を数値的には表わすことはできませんけれども、地域の購買力の低下あるいは

外食産業等への影響等も考えられるものでございます。

また、心理的にも先行きの不安から買い控えということも影響が考えられるのではないかというふうに考えております。いずれにしましても、民間におきます現在の経済及び社会情勢と重なって、公務員に対します今回の勧告につきましては、地域経済に与える負の影響は大きいものと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 数値には表せないけど、負の影響は大きいということでした。数値の問題で言えば、せめてこういうのを上程されるときは、せめて地域経済に与える影響を大まかでいいから、やっぱり数値あたりでも示していくべきじゃないかなあというふうに思います。

そういう計算が自治体でできないのであれば、せっかく県立大学と包括協定を結んでいるわけだから、そこら辺の協力も得て、やっぱり地域経済の行く末を本気で考えるのであれば、そんぐらいはすべきだと思います。

次に、今回人事院は民間企業に対する特別調査の結果、夏季一時金が大幅に減少すると見込まれるから、今回の勧告を行ったというふうにしていきます。そして、本市もそれに従うと、習うということです。しかし、民間企業の特別調査は、わずか2割程度、その中身は正確性に不確定要素がある。改定状況は変動する可能性がある。こう人事院ですら認めるように、この妥当性については非常に問題があると考えています。それでも、本市は人事院が言えば従うのでしょうか。今回の勧告を妥当だと考えての条例改正なのかどうかお聞きします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今回の臨時的な人事院勧告の基本的な考え方や特別調査の結果につきましては、ただいま議員ご質問のとおりでございます。こちらとしても、そのような情報は把握しているところでございます。

しかしながら、熊本県や県内14市の取り組み状況を勘案しますとともに、これまでの人事院勧告に係ります国の取り扱いを本市としては尊重してきたところを考えますと、それに準じた対応をすべきというふうに考えております。

今後、例年8月に実施されます人事院勧告におきましても、12月期の特別期において支給月数の引下げが予想され、今回の凍結分と8月分の人事院勧告を合わせた額を12月期のみで精算しますと、大幅な減額になるということが予想されます。人事院においてもこのような厳しい状況を想定し、特例措置的に取ったものと

理解しております。

また職員組合とも、この件について2回団体交渉を行ったところでございます。組合側からも今回の勧告は臨時的なものとはいえ、特別給の一時凍結は職員にとっては大変思いものがあるとしながらも、8月の人事院勧告で、今回の凍結額を上回るマイナスの勧告が想定されておりまして、今回の凍結を実施しないと、これ以上の負担がかかるとの考えから、ご理解をいただいているところでございます。

以上のようなことから、熊本県また県内の各自治体の実施状況を、また今回の組合交渉等を総合的に判断しますと、今回の勧告どおりすることは適当であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（北田 彰君） まず、原案に反対者の発言を許します。東裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 議案第52号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の人事院の臨時勧告は、政府与党の公務員給与プロジェクトチームが減額法案を検討し始めたことが発端であり、人事院がそれに追随し、史上初めて前倒し減額を勧告したものです。これは、労働基本権はく奪の下での賃金決定ルールを無視した人事院の役割放棄です。本市での一般職員平均約7万円減額、総額3,669万円の減額は職員のみならず、地域経済にも与える影響は大きいものがあります。先ほど総務部長の言葉にも負の影響は大きい、こういうこともありました。今内需拡大による景気回復が求められ、そのために補正予算を出したといいながら、内需

を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はありません。消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかたらないので反対をします。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第52号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 報告第2号、報告第3号まで一括上程・報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4、報告第2号及び報告第3号の2案件について一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の5ページをお願いします。報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして、6ページをお願いします。専決第3号、専決処分書で車両の事故による損害賠償に係る額の決定について地方自治法に基づき、専決処分したものでございます。事故の発生日は平成21年3月21日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、桜マラソン業務で四季の里旭志から七城温泉ドームに向かう途中、菊池市の森北交差点で国道325号線に進入しようとした際、前に停車していた相手方の車両に気付くのが遅れ、相手車両の後部右側バンパーに接触し、損害を与えたものでございます。よって損害賠償の額8万5,085円、5で、決定事項は記載のとおりでございます。

次に、7ページをお願いします。報告第3号、専決処分の報告について。これも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございま

す。9 ページが専決第4号、専決処分書でございます。

これも車両事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法に基づき専決処分したものでございます。事故の発生日は平成21年2月6日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、不法投棄監視パトロール業務を委託されている社団法人菊池シルバー人材センターの作業員が業務に伴い、菊池市が貸し付けた作業車を同センターの駐車場から発進させようとした際、運転者の不注意により、左後方に駐車してあった相手方車両の後方に衝突し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額は13万7,233円。5で、決定事項で記載のとおりでございます。

以上、報告第2号及び報告第3号でございました。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、報告を終わります。報告第2号及び報告第3号は、地方自治法第180条第2項の規定により報告に留めます。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、本臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成21年第4回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

閉会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 坂 本 昭 信

菊池市議会議員 隈 部 忠 宗

付 録

平成21年第4回臨時会付議事件一覧および審議結果表

(5月29日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第52号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
報 告		
報告第2号	専決処分の報告について	原案報告
報告第3号	専決処分の報告について	原案報告